## 電気通信大学宇宙・電磁環境研究センター運営委員会規程

平成22年10月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学宇宙・電磁環境研究センター規程(以下「センター規程」という。)第5条第2項の規定に基づき、電気通信大学宇宙・電磁環境研究センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、電気通信大学 宇宙・電磁環境研究センター(以下「センター」という。) に関する次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 教育及び研究計画の基本方針に関すること。
  - (2) 管理運営の基本方針に関すること。
  - (3) センターの構成員に関すること。
  - (4) 菅平宇宙電波観測所の組織及び運営に関すること。
  - (5) その他重要事項に関すること。

(委員)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - (1) センター規程第3条に定める者で、かつ常勤職員である者
  - (2) その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議の開催)

- 第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。 (委員以外の者の出席)
- 第7条 委員長又は委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(委員会の事務)

第8条 委員会に関する事務は、センターが行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成22年10月19日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。